

大和市立図書館マンガ資料収集等に関する方針

1 目的

マンガは、今や「文化」として国内外で広く認知され、大衆文化のひとつとして確固たる地位を獲得した。これを受け、平成28年に文化創造拠点シリウスに新たな図書館を開館するに当たり、マンガコーナーを新設した。「大和市立図書館マンガ資料収集等に関する方針」は、図書館資料におけるマンガの位置づけを明確にして、収集範囲及び選定、運用における事項を定める。

2 収集対象

- (1) マンガ表現そのものを楽しむことを目的に制作されたストーリーマンガ（以下コミックという）、風刺マンガなどで、ひとコマないし数コマで表現されているもの。
- (2) マンガ及び漫画家に関する評論・研究書・伝記など。ただし、特定の作品のみを扱った評論などは、原作を購入していない場合は原則として収集しない。
- (3) 次のものは収集対象から除外する。
 - ア 主に児童を対象とした学習マンガ（歴史マンガ、伝記マンガ等）・実用マンガ。ただし、児童書として必要なものは、「資料選定収集方針（昭和60年1月、平成12年8月一部修正）」に基づき選定し、収集する。
 - イ 大人を対象として、マンガという表現方法を用いている実用書、コミックエッセイなど。ただし、特定の主題を持つと考えられるものは、当該分野において選定し、収集する。
 - ウ 原画集、イラスト集、ファンブック、原作のダイジェスト版
 - エ 月刊・週刊などの雑誌、原作とは別に廉価版として刊行されたペーパーバックなど。
- (4) 上記2（3）に該当するものであっても、大和市にゆかりのある作家の作品、及び大和市を舞台とした作品については、収集の対象とする。
- (5) その他、図書館員が協議し館長が必要と認めた場合は、収集の対象とすることができる。

3 選定の基準

出版形態が多様であること、視覚的効果の高いこと、幅広い年齢層が手に取れる資料であることなどを考慮し、次のような基準に照らして資料的価値を重視した選定を行う。

- (1) 大和市にゆかりのある作家の作品、及び大和市を舞台とした作品は可能な限り収集する。
- (2) 日本のマンガ史上重要な作品、資料的価値の高い作品、社会的評価を得ている作品を

中心に選定する。

- (3) 原則として刊行がすでに終了しているものを収集対象とするが、刊行が始まって概ね5年経過し、すでに評定が定まっているものについては、刊行途中でも収集対象とすることができる。
- (4) 各種漫画賞を受賞した作品は、選定にあたり考慮することとする。ただし、選定の必須条件とはしない。
- (5) 演劇などほかの芸術領域に影響を及ぼしている作品は、選定にあたり考慮することとする。
- (6) マンガの視覚的な特性を考慮し、内容、表現、描写について、次の点に留意し選定する。
 - ・過度の暴力的描写及び性的描写が露骨なもの
 - ・反社会的・非道徳的な事柄を扱っているもの
 - ・人間や生命の尊厳を脅かすもの、人権侵害・差別について配慮を欠くと認められるもの

4 提供について

- (1) 大和市立図書館のマンガコーナーに配架される資料は、資料の提供に支障をきたさないことを目的に、館内のみでの閲覧とし貸出はしない。また、予約も受け付けない。
- (2) コミックは、購入ルートが特殊であるうえ、品切れ・絶版・改版が多く、特に多巻ものは全巻を入手することが困難な場合が多い上、他の公共図書館からの借受けも難しいため、当館で未所蔵のコミックについてのリクエストは、受け付けないこととする。

5 保存・除籍について

- (1) マンガ資料は製本が堅牢でないものが多いうえ、利用が多く傷みやすいので、汚破損の激しい資料は除籍を行い、必要なものについては補充する。しかし、品切れ・絶版が多く補充が困難な場合もあるため、除籍の際には留意する。
- (2) 資料的価値の高い作品で絶版になったもの、版型等を変えて出版される可能性がないものについては、たとえ資料の状態が良好でなくとも、除籍せず保存することも検討する。

附則

- 1 この基準は、平成28年11月3日から施行する。
- 2 次に掲げる方針は廃止する。
 - (1) 大和市立図書館マンガ収集・選定方針（平成25年9月1日施行）